産　政　号　外
令和３年11月24日

関係団体　各位

山形県産業労働部長

「イベント等の開催に関する基本方針」の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、日頃から多大な御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、政府のイベントの開催制限等に係る方針を踏まえ、本県の「イベント等の開催に関する基本方針」を見直し、11月25日から適用することといたしました。

貴団体におかれましては、趣旨を御理解いただき、会員事業所等への周知について御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

主な見直しの内容

○ 大規模イベントの参加人数の上限拡大

イベントの参加人数が5,000人超かつ収容定員50%超で感染防止安全計画(※)を策定する場合は、人数上限を収容定員までとしてのイベント開催が可能

(※) 感染防止安全計画：イベント主催者が、イベントごとに具体的な感染防止策（大声の抑止、来場者の密集回避、参加者の把握等）の計画を策定し、県へ提出するもの。「大声なし」の担保が前提。

○ 事前相談の廃止等

イベントの参加人数が1,000人を超える場合等の県への事前相談を廃止。

感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント主催者等において、感染防止策のチェックリストを作成し、ホームページ等で公表。

山形県
中小企業団体中央会
★ 3.11.25 ★
第 759 号

令 和 ３ 年 １ １ 月 ２ ４ 日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

事業者各位

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長　吉村　美栄子

「イベント等の開催に関する基本方針」の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、日頃から多大な御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、政府のイベントの開催制限等に係る方針を踏まえ、本県の「イベント等の開催に関する基本方針」を別添のとおり見直し、11月25日から適用することといたしました。

つきましては、趣旨を御理解のうえ、本方針に沿ったイベント開催等について御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

主な見直しの内容

○ 大規模イベントの参加人数の上限拡大

イベントの参加人数が5,000人超かつ収容定員50％超で感染防止安全計画(※)を策定する場合は、人数上限を収容定員までとしてのイベント開催が可能

(※) 感染防止安全計画：イベント主催者が、イベントごとに具体的な感染防止策（大声の抑止、来場者の密集回避、参加者の把握等）の計画を策定し、県へ提出するもの。「大声なし」の担保が前提。

○ 事前相談の廃止等

イベントの参加人数が1,000人を超える場合等の県への事前相談を廃止。

感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント主催者等において、感染防止策のチェックリストを作成し、ホームページ等で公表。

令 和 ３ 年 １ １ 月 ２ ４ 日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

イベント等の開催に関する基本方針

山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針（令和３年11月19日変更）を踏まえ、次の規模要件を満たすとともに、業種別ガイドラインを遵守し、かつ留意事項等に対応する場合に、開催できるものとする。（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）法第24条第９項に基づく要請）

１ 適用期間

令和３年11月25日から当面の間

２ 規模要件

(1) 収容定員がある場合

次の収容率による人数及び人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

<table>
<tr><th colspan="2">イベントの類型（※1）及び収容率</th><th>人数上限</th></tr>
<tr><td>大声での歓声・声援等がないもの</td><td>大声での歓声・声援等があるもの</td><td rowspan="2">5,000人又は収容定員50%（参加人数5,000人超かつ収容定員50%超で感染防止安全計画（※2）を策定する場合は収容定員まで）のいずれか大きい方</td></tr>
<tr><td>100%以内
（席がない場合は人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保）</td><td>50%以内
（席がない場合は十分な人と人との間隔（できるだけ２m、最低１m）を確保）</td></tr>
</table>

（※１）「大声」とは、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声での歓声・声援等があるもの」とする。

≪大声の具体例≫

・観客間の大声、長時間の会話

・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※ 得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない

（※２）感染防止安全計画策定イベントでは、「大声での歓声・声援等がないもの」の担保が前提となる。

(2) 収容定員がない場合

イベントの類型	要　　件
大声での歓声・声援等がないもの	人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
大声での歓声・声援等があるもの	十分な人と人との間隔（できるだけ２m、最低１m）を確保すること

（注）「２　規模要件」における人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会の主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

３　感染防止安全計画の提出等

(1) 感染防止安全計画の提出

参加人数5,000人超かつ収容定員50％超で人数上限の緩和を希望するイベントの主催者等は、県に対し、イベント開催の２週間前までに別紙１「感染防止安全計画」を提出し、確認を受けた後、イベント終了後１か月を目途に別紙２「イベント結果報告フォーム」を提出すること。

その他の取扱いについては、「イベント等における感染防止安全計画等について」（令和３年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）に準じる。

(2) チェックリストの公表等

(1)以外のイベントの主催者等は、別紙３「イベント開催時のチェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表するとともに、イベント終了日から１年間保管すること。

４　イベント開催における留意事項

(1) 感染防止策の徹底

イベントの主催者等は、別添「イベント開催等における必要な感染防止策」に示す基本的な感染症対策に必要な取組みを実施すること。

(2) 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントの取扱い

飲食専用エリア以外（例：観客席等）での飲食の自粛を求めること。

ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる場合は除く。

(3) クラスターが発生した場合の対応

イベントにおいてクラスターの発生があった場合は、県からの指導等に従い、イベントの感染防止策を徹底し、必要に応じてなされる、イベントの無観客化、中止又は延期等の要請に協力すること。

５　その他

県は、政府の基本的対処方針等の変更や、県内の感染状況等を踏まえて、適宜、基本方針を見直すものとする。

イベント開催等における必要な感染防止策

別　添

項　　目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる ＊大声を「観客等が、㋐通常よりも大きな声量で、㋑反復・継続的に声を発すること」との定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 ＊大声を伴う可能性のあるため収容率を50％とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 ＊飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のＢＧＭや応援なども含む。 ＊適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省ＨＰ「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。	○マスクを着用しない者や大声を出す者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施 ・マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）。 ・応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。 ・警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底のための実施計画。 ○新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組の工夫（演者からの呼びかけ等）
②手洗、手指・施設消毒の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施	○具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、準備個数等の計画の検討・実施 ○施設内の消毒（箇所・頻度等）の計画の検討・実施 ○アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上・１回に５分間以上）の徹底 ＊室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 ＊屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 ＊必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。	○各施設の設備に応じた換気計画の検討・実施 ・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気計画の策定。 ・CO2測定装置による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施。 ・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス。

イベント開催等における必要な感染防止策

別　添

項　　目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や導線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は１席（立席の場合できるだけ２ｍ、最低１ｍ）空けること。	○開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導計画 ○密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の配置による誘導等の実施計画 ○CO2測定装置等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導 ○収容率を踏まえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）	○飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止策の策定 ○飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施 ○安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知

イベント開催等における必要な感染防止策

別　添

項　　目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑥出演者等の感染対策	□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する ＊体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する ＊練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等、必要な場合を除く）	○日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討 ・出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。 ・健康アプリの活用等。 ○出演者やスタッフ等と観客の接触防止策（動線計画・ファンサービスの自粛等）の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ
⑦参加者の把握・管理等	□入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 ＊接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起	○チケット購入時の参加者の連絡先把握 ○ COCOAや各地域の通知サービス等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討） ○直行・直帰等のイベント前後の感染対策に関する具体的な措置 ・会場での直行・直帰の呼びかけ。 ・警備員による公共交通機関への誘導等。 ○検温・検査実施のための体制・実施計画 ○有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

別紙１

感染防止安全計画

１.開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	（開催案内等のＵＲＬがあれば記載）	
出演者・チーム等	（多数のため収まらない場合　→　別途、一覧をご提出ください。）	
開催日時	令和　　年　　月　　日　（　　時　　分　～　　時　　分） ※複数回開催の場合　→　別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	（会場のＵＲＬ等があれば記載）	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	（電話番号、メールアドレス）	
収容率（上限）	□　収容定員あり １００％	□　収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	いずれかを選択（いずれも大声がないことを担保）	
収容定員	○○,○○○人	―
参加人数	○○,○○○人	
ワクチン・検査パッケージ制度の活用	□　緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和 □　まん延防止等重点措置区域：人数上限 20,000 人を収容定員まで緩和	
その他特記事項		

（※）大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

２.具体的な対策

①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

＜チェック項目＞

□ 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる

（※）大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

- マスクを着用しない者や大声を出す者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施
  - マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）。
  - 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。
  - 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底のための実施計画。
- 新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組の工夫（演者からの呼びかけ等）

（記載欄）

（１）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（２）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（３）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

②手洗、手指・施設消毒の徹底

＜チェック項目＞

- □ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）
- □ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞
- ➢ 具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施
- ➢ 施設内の消毒（箇所・頻度等）の計画の検討・実施
- ➢ アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ

（記載欄）

（１）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（２）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（３）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

③換気の徹底

＜チェック項目＞

□ 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上・１回に５分間以上）の徹底

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

➢ 各施設の設備に応じた換気計画の検討・実施

- 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気計画の策定。
- CO2 測定装置による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施。
- 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス。

（記載欄）

（１）○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（２）○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（３）○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

④来場者間の密集回避

＜チェック項目＞

- □ 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施
- □ 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築
- □ 人と人とが触れ合わない間隔の確保

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

- 開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導計画
- 密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の配置による誘導等の実施計画
- CO2 測定装置等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導
- 収容率を踏まえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫

（記載欄）

（１）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（２）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（３）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

⑤飲食の制限

＜チェック項目＞

- □ 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底
- □ 飲食中以外のマスク着用の推奨
- □ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛（ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない）
- □ 自治体の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

- ➢ 飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止策の策定
- ➢ 飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施
- ➢ 安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知

（記載欄）

（１）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（２）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（３）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

⑥出演者等の感染対策

＜チェック項目＞

- □ 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する
- □ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する
- □ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

- ➢ 日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討
  - ● 出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。
  - ● 健康アプリの活用等。
- ➢ 出演者やスタッフ等と観客の接触防止策（動線計画・ファンサービスの自粛等）の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ

（記載欄）

（１）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（２）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（３）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

⑦参加者の把握・管理等

＜チェック項目＞

- □ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握
- □ 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止
- □ 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

- チケット購入時の参加者の連絡先把握
- COCOA や各地域の通知サービス等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討）
- 直行・直帰等のイベント前後の感染対策に関する具体的な措置
  - 会場での直行・直帰の呼びかけ。
  - 警備員による公共交通機関への誘導等。
- 検温・検査実施のための体制・実施計画
- 有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備

（記載欄）

（１）○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（２）○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（３）○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

※提出時には、イベントのチラシや計画書等（既存資料）、参考とした業種別ガイドライン等も添付してください。

３～４は、該当する場合のみ記載してください。

３.ワクチン・検査パッケージ制度に関する実施計画

※緊急事態措置やまん延防止等重点措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率１００％での開催をしようとする場合に記載

※「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和３年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和３年 11 月 19 日付け事務連絡）及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について」（令和３年 11 月 19 日付け事務連絡）を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

□ 「ワクチン接種歴」及び「検査結果」のいずれも対象としている。

□ 実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

□ 「ワクチン接種歴」及び「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

□ 抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和３年 11 月 19 日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

□ その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

４.専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）
（氏名）

主な助言内容：

イベント結果報告フォーム

別紙２

○イベントの情報

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県）	
主催者所在地（市区町村）	
主催者所在地（番地等）	
開催会場（名前）	
都道府県	山形県
都道府県コード	０６
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は”ー”を入力）	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○感染者の参加 →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因 ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

○感染防止策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）

感染防止策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

イベント開催時のチェックリスト

別紙３

【第１版（令和３年11月版）】

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。	
イベント名	（開催案内等のURLがあれば記載）	
出演者・チーム等		
	（多数のため収まらない場合　→　別途、一覧をご提出ください。）	
開催日時	令和　年　月　日　時　分　～　時　分 （複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。）	
開催会場		
会場所在地		
主催者		
主催者所在地		
主催者連絡先	（電話番号）	（メールアドレス）
収容率（上限）	100%（※）（大声なし）	人と人とが触れ合わない程度の間隔
	50%（※）（大声あり）	十分な人と人との間隔（できるだけ２m、最低１m）
収容人数		
参加人数		
その他特記事項	（大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載ください。）	

（※）大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

イベント開催時のチェックリスト

【第１版（令和３年11月版）】

基本的な感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	【大声なしの場合】 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声（※）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。 （※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。 【大声ありの場合】 「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）。 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。
③換気の徹底	法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上・１回に５分間以上等）の徹底。
④来場者間の密集回避	入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保

イベント開催時のチェックリスト

【第１版（令和３年11月版）】

基本的な感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤飲食の制限	飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。 飲食中以外のマスク着用の推奨。 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。
⑥出演者等の感染対策	有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。
⑦参加者の把握・管理等	チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

イベント等の開催に関する基本方針　新旧対照表

現　行

イベント等の開催に関する基本方針

山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針（令和２年５月25日変更）を踏まえ、次の規模別及び性質別の要件を満たすものであり、かつ留意事項に対応できる場合に、開催できるものとする。

１　規模要件

（1）別紙１「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」に適合する場合

次の収容率による人数及び人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

時期	イベントの類型及び収容率		人数上限
	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	
令和２年12月１日～当面の間	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの	・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	○収容人数10,000人超⇒収容人数の50% ○収容人数10,000人以下⇒5,000人
	詳細は別紙２参照		

見直し

イベント等の開催に関する基本方針

山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針（令和３年11月19日変更）を踏まえ、次の規模要件を満たすとともに、業種別ガイドラインを遵守し、かつ留意事項等に対応する場合に、開催できるものとする。（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）法第24条第９項に基づく要請）

１　適用期間

令和３年11月25日から当面の間

２　規模要件

（1）収容定員がある場合

次の収容率による人数及び人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

イベントの類型(※1)及び収容率		人数上限
大声での歓声・声援等がないもの	大声での歓声・声援等があるもの	5,000人又は収容定員50%（参加人数5,000人超かつ収容定員50%超で感染防止安全計画(※2)を策定する場合は収容定員まで）のいずれか大きい方
100%以内（席がない場合は人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保）	50%以内（席がない場合は十分な人と人との間隔（できるだけ２m、最低１m）を確保）	

現　行	見直し

	100%以内 （席がない場合は適切な間隔（※1））を確保）	50%（※2）以内 （席がない場合は十分な間隔（※3））を確保）	

（※１）密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）
（※２）異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。この場合、収容率は50%を超えることを可とする。
（※３）人と人との間が１ｍ

（2）（1）以外の場合

	要　　件
屋内	5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
屋外	5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ２ｍ）

（注）「1　規模要件」における人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会の主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

２　イベントの性質別の開催要件等

（1）１の（1）により「収容率100%以内」で開催するコンサート、演劇、スポーツイベント等
次のいずれにも該当すること。
①　これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での

（※１）「大声」とは、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声での歓声・声援等があるもの」とする。
＜大声の具体例＞
・観客間の大声、長時間の会話
・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない
（※２）感染防止安全計画策定イベントでは、「大声での歓声・声援等がないもの」の担保が前提となる。

（2）収容定員がない場合

イベントの類型	要　　件
大声での歓声・声援等がないもの	人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
大声での歓声・声援等があるもの	十分な人と人との間隔（できるだけ２ｍ、最低１ｍ）を確保すること

（注）「2　規模要件」における人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会の主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

３　感染防止安全計画の提出等

（1）感染防止安全計画の提出
参加人数5,000人超かつ収容定員50%超で人数上限の緩和を希望するイベントの主催者等は、県に対し、イベント開催の２週間前までに別紙１「感染防止安全計画」を提出し、確認を受けた後、イベント終了後１か月を目途に別紙２「イベント結果報告フォーム」を提出すること。

現　行	見直し
歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの)。 ②　これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③　発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。 なお、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物については、別紙３に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」とする。 (2)　１の(2)により開催するイベント等 別紙１に掲げられた措置を、可能な限り講じること。 (3)　全国的・広域的なお祭り、野外フェスティバル、地域の行事等 ①　全国的・広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの 十分な人と人との間隔（１ｍ）を設けること。当該間隔の維持が困難な場合は、中止を含めて慎重に検討すること。 なお、別紙４に該当するものについては、「十分な人と人との間隔（１ｍ）を設け、当該間隔の維持」が可能と判断する。 ②　地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの 適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（１ｍ)、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講じるとともに、イベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。 **３　留意事項** (1)　県との事前相談 全国的な移動を伴うイベント又は大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者等は、人数等について県に対して事前に相談を行うこと。 なお、国の「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用	その他の取扱いについては、「イベント等における感染防止安全計画等について」(令和３年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）に準じる。 (2)　チェックリストの公表等 (1)以外のイベントの主催者等は、別添２「イベント開催時のチェックリスト」をホームページ等で公表し、イベント終了日から１年間保管すること。 **４　イベント開催における留意事項** (1)　感染防止策の徹底 イベントの主催者等は、別添「イベント開催等における必要な感染防止策」に示す基本的な感染症対策に必要な取組みを実施すること。 (2)　飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントの取扱い

現　行	見直し
制限等に係る留意事項等について」に基づき、必要に応じて追加で資料の提出を求める場合がある。 (2) クラスターが発生した場合の対応 催物等におけるクラスターの発生があった場合は、県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じてなされる、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力すること。 今後、政府の基本的対処方針等の変更及び県内の感染状況等を踏まえて、適宜方針を見直す。 以上	飲食専用エリア以外（例：観客席等）での飲食の自粛を求めること。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる場合は除く。 (3) クラスターが発生した場合の対応 イベントにおいてクラスターの発生があった場合は、県からの指導等に従い、イベントの感染防止策を徹底し、必要に応じてなされる、イベントの無観客化、中止又は延期等の要請に協力すること。 **５　その他** 県は、政府の基本的対処方針等の変更や、県内の感染状況等を踏まえて、適宜、基本方針を見直すものとする。 以上